

介護老人保健施設あらたま 介護予防短期入所療養介護運営規程

(運営規程設置の主旨)

第1条 社会福祉法人 大善福祉会が開設する介護老人保健施設あらたま（以下「当施設」という。）において実施する介護予防短期入所療養介護の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 介護予防短期入所療養介護は、要支援状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）が可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の支援を行い、利用者の介護予防及び療養生活の質の向上及び心身機能の維持回復を図り、もつて利用者の生活機能の維持向上することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 当施設では、介護予防短期入所療養介護計画に基づいて、医学的管理の下における機能訓練、看護、介護その他日常的に必要とされる医療並びに日常生活上の世話をを行い、利用者の身体機能の維持向上を目指すとともに、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図り、利用者が1日でも長く居宅での生活を維持できるよう住宅ケアの支援に努める。

- 2 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行なわない。
- 3 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、介護予防支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
- 4 当施設では、明るく家庭的雰囲気を重視し、利用者が、個性豊かに過ごすことができるようサービス提供に努める。
- 5 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
- 6 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。

(施設の名称及び所在地等)

第4条 当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

- (1) 施設名 介護老人保健施設 あらたま
- (2) 開設年月日 平成30年10月1日
- (3) 所在地 静岡県浜松市浜名区宮口3152番地
- (4) 電話番号 053-582-3211 FAX番号 053-582-3333
- (5) 介護保険指定番号 介護老人保健施設 2257280103

(職員の職種、員数)

第5条 当施設の職員の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

(1) 管理者	1人
(2) 医師	1人以上
(3) 薬剤師	1人以上
(4) 事務局長	1人
(5) 事務員	3人以上
(6) 看護職員	4人以上
(7) 介護職員	10人以上
(8) 支援相談員	1人以上
(9) 理学療法士・作業療法士	1人以上
(10) 栄養士・管理栄養士	1人以上

2 管理者は必要に応じ前項の員数以上の職員を置く事ができる。

(職員の職務内容)

第6条 前条に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、介護老人保健施設あらたまに携わる職員の総括管理、指導を行う。
- (2) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (3) 薬剤師は、医師の指示に基づき調剤を行い、施設で保管する薬剤を管理するほか、利用者に対し服薬指導を行う。
- (4) 事務局長は、施設の庶務及び会計事務の指揮監督を行う。
- (5) 事務員は庶務、会計、介護報酬請求等の事務を行う。
- (6) 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行なうほか、利用者の介護予防短期入所療養介護計画に基づく看護を行う。
- (7) 介護職員は、利用者の介護予防短期入所療養介護計画に基づく介護を行う。
- (8) 支援相談員は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携をはかるほか、ボランティアの指導を行う。
- (9) 理学療法士・作業療法士は、医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行う。
- (10) 栄養士は、利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理を行う。

(利用対象者)

第7条 介護予防短期入所療養介護は、利用者の心身の状況若しくは病状によるほか、その家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、一時的に入所して看護、医学的管理下における介護及び機能訓練等を受ける必要がある者を対象とする。

(利用者に対する介護予防短期入所療養介護の内容)

第8条 介護予防短期入所療養介護は、要支援状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）が可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の支援を行い、利用者の介護予防及び療養生活の質の向上及び心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持向上することを支援する。

- 2 日常生活動作の維持・向上を重点としたリハビリテーションの機能強化を行う。
- 3 栄養ケアマネジメントを行う。

(利用者負担の額)

第9条 利用者負担の額を以下のとおりとする。

- (1) 保険給付の自己負担額を、別紙に定める料金表により支払いを受ける。
- (2) 利用料として、滞在費、食費、日用生活品費、教養娯楽費、理美容代、利用者が選定する特別な室料及び特別な食事の費用、行事費、私物の洗濯代、区域外の場合は送迎費、その他の費用等利用料を、別紙に定める利用料金表により支払いを受ける。

(通常の送迎の実施地域)

第10条 通常の送迎の実施地域を以下のとおりとする。

浜松市浜名区（しんばら圏域、於呂圏域、北浜圏域）、天竜区二俣町鹿島、浜名区都田町

(施設の利用に当たっての留意事項)

第11条 当施設の利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- (1) 施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事を摂取いただくこととする。食費は第9条に利用料として規定されるものであるが、同時に、施設は第8条の規定に基づき利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、食事内容を管理・決定できる権限を委任いただくこととする。
 - (2) 面会は、毎日、午前9時より午後7時までとする。面会者カードに必ず名前を記入する。
 - (3) 消灯時間は、午後9時とする。
 - (4) 外出・外泊は、所定の用紙に記入し職員に申出る。
 - (5) 飲酒・喫煙は、原則的に禁酒、禁煙とする
 - (6) 火気の取扱いは、全面的に禁止する。
 - (7) 設備・備品の利用は、正しい使用方法で利用する。
 - (8) 所持品・備品等の持ち込みは、職員に申出る。
 - (9) 貴重品は、原則として持ち込まない。
- 2 管理者は、利用者が次の各号に該当すると認めた時は、所定の手続きによりサービス提供の中止等の措置を行うものとする。
- (1) 施設の秩序を乱す行為をした時
 - (2) 偽り、その他不正の行為によって保険給付を受け、または、受けようとした時
 - (3) 故意にこの規定等に違反した時

(協力医療機関及び歯科医療機関)

第12条 当施設の協力医療機関及び歯科医療機関は次のとおりとする。

- (1) 遠江病院
- (2) ナカゼ歯科

(非常災害対策)

第13条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者には、事業所管理監督者を充てる。
- (2) 火元責任者には、事業所現場責任者を充てる。
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。

- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
 - (6) 防火管理者は、施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……年2回以上
(うち1回は夜間を想定した訓練を行う)
 - ② 利用者を含めた総合避難訓練……………年1回以上
 - ③ 非常災害用設備の使用方法の徹底……………隨時
- その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(職員の服務規律)

第14条 職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 入所者や通所者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

第15条 施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

(職員の勤務条件)

第16条 職員の就業に関する事項は、別に定める介護老人保健施設あらたまの就業規則による。

(職員の健康管理)

第17条 職員は、この施設が行う年1回の健康診断を受診すること。ただし、夜勤勤務に従事する者は、年間2回の健康診断を受診しなければならない。

(施設での介護事故発生の防止)

第18条 事故が発生した時又はそれに至る危険性がある事態が生じた時に当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備する。

2 事故発生防止のための委員会及び介護職員その他職員に対する研修を定期的に行う。

(衛生管理)

第19条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に務め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

- 2 食中毒及び伝染病（感染症）の発生を防止するとともに蔓延することができないよう、水廻り設備、厨房設備等の衛生的な管理を行う。
- 3 食中毒及び伝染病（感染症）の発生を防止するとともに蔓延の防止のための対策を検討する委員会を1月に1回定期的に開催するとともに介護職員及びその他の職員に周知徹底を行う。
- 4 介護職員及びその他の職員に対して、食中毒及び伝染病（感染症）の予防及び蔓延の防止のための研修を定期的に行う
- 5 栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月1回、検便を行わなければならない。

6 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

(守秘義務)

- 第 20 条 職員は、施設職員である期間および施設職員でなくなった後においても正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 2 施設は、職員であった者が、正当な理由がなく業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らすことのないよう、雇用契約にその旨説明する等、必要な措置を講じるものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

- 第 21 条 当施設では、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。
- 一 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知する。
- 二 虐待の防止のための指針を整備する。
- 三 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
- 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(その他運営に関する重要事項)

- 第 22 条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて入所させない。
- 2 運営規程の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、施設内に掲示する。
- 3 短期入所療養介護に関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、社会福祉法人大善福祉会 の理事会において定めるものとする。

付 則

この運営規程は、令和 6 年 4 月 1 日より施行する。

利用料金表

(1) 基本料金

介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費 1日につき

(介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって単位が異なります)

[基本型]

多床室

- ・ 要支援1 6 1 3 単位
- ・ 要支援2 7 7 4 単位

(2) 加算

- ・ 夜勤職員配置加算 1日につき 2 4 単位
- ・ 個別リハビリテーション実施加算 1日につき 2 4 0 単位
- ・ 緊急短期入所受入加算（7日間を限度） 1日につき 9 0 単位
- ・ 送迎加算 片道 1 8 4 単位
- ・ 療養食加算 1食につき 8 単位
- ・ サービス提供体制強化加算（Ⅲ） 1日につき 6 単位
- ・ 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ） 1月につき 算定した単位数に7.1%を乗じた単位数

※金額換算について

取得した介護報酬総単位に、厚生労働省が定める地域区分の単価を乗じた額を算定し、それに介護保険負担割合証に記載された割合の負担となります。尚、給付制限のある場合には負担割合が異なります。

(3) 食費と滞在費

・食費

朝食	5 3 0 円／回	}	1, 9 0 0 円／日
昼食・おやつ	6 9 0 円／回		
夕食	6 8 0 円／回		

施設で提供する食事をお取りいただいた場合にお支払いいただきます。

・滞在費 (多床室) 5 5 0 円／日

負担限度額認定証をお持ちの方は居住費・食費が軽減されます。
※事前に市町村へ申請し、承認を得る必要があります。

利用者負担段階		負担限度額	
		居住費	食費
		多床室	
第1段階	・本人および世帯全員が住民税非課税世帯で老齢福祉年金受給者または生活保護受給者 ・本人預貯金など1,000万円以下 (夫婦の場合は2,000万円以下)	0円	300円
第2段階	・本人および世帯全員が住民税非課税世帯 ・「本人の課税対象年金収入額+合計所得金額+非課税年金収入額」が80万円以下 ・本人預貯金など650万円以下 (夫婦の場合は1,650万円以下)	430円	600円
第3段階 ①	・本人および世帯全員が住民税非課税世帯 ・「本人の課税対象年金収入額+合計所得金額+非課税年金収入額」が80万円以上120万円以下 ・本人預貯金など550万円以下 (夫婦の場合は1,550万円以下)	430円	1,000円
第3段階 ②	・本人および世帯全員が住民税非課税世帯 ・「本人の課税対象年金収入額+合計所得金額+非課税年金収入額」が120万円以上 ・本人預貯金など500万円以下 (夫婦の場合は1,500万円以下)	430円	1,300円

(4) 介護保険給付対象外サービス
利用料の全額を負担していただきます。

種類	内容	利用料
日用品費	ティッシュ・ペーパータオル シャンプー・歯ブラシ・石鹼等	300円／日
教養娯楽費	レクリエーション用材料費 折り紙・ちぎり絵セット・絵の具等	実費をご負担頂きます。
私物洗濯費	私物洗濯を業者に委託	500円／ネット
理髪・美容	毎月2回、理髪・美容店の出張による理髪 サービスを利用頂けます。	カット 2, 100円／回
行事参加費	特別な行事を行った場合の参加費 (正月・花見・納涼祭・クリスマス会)	実費をご負担頂きます。
テレビ貸出料	自室にて個別のテレビをご希望の場合は、 貸し出しとなります。	100円／日
	※イヤホンが必要になる場合があります。	400円／個
送迎費	指定地域外の方もご希望により 送迎致します。	通常の送迎の実施地域を越 えて 1km = 200円

*各種クラブ活動費は実費となります。